

編輯部情報閣内

# 週報

行發日十二月七

昭和二十一年十月二十一日  
昭和二十一年十月二十一日  
昭和二十一年十月二十一日



經濟戰特輯

強化せよ經濟戰

代用品の話

國民體力管理制度

南部山西の掃蕩戰

苦心の江上制壓

パレスチナの擾亂

五錢

號二十九第

編輯部報情閣內

# 週報

行發日十二月七

昭和十一年十月一日  
昭和十一年七月二十日  
行 (每...)

經濟戰特輯

強化せよ經濟戰

代用品の話

國民體力管理制度

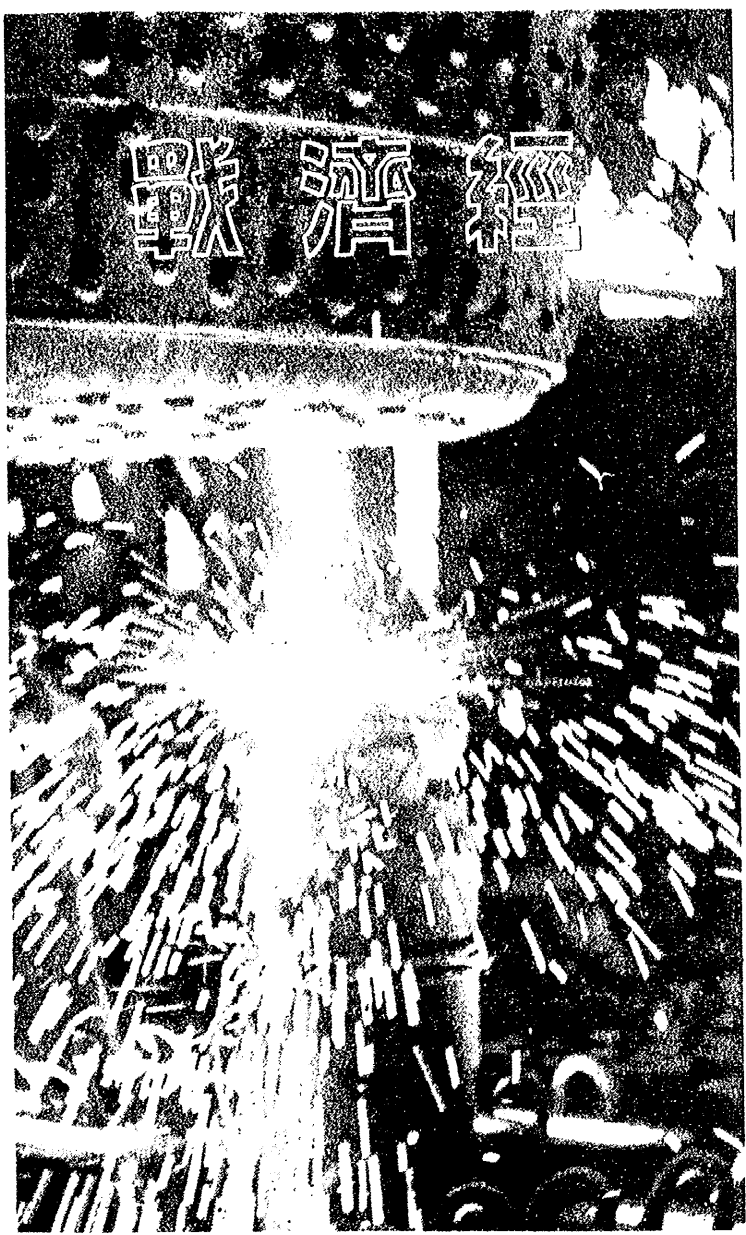
南部山西の掃蕩戰

苦心の江上制壓

パレスチナの擾亂

五錢

號二十九第



露光量違いにより重複撮影

週報

第九十二號

強化せよ經濟戰……………企 業 院……………  
 代用品の詰……………工 省……………  
 國民總力管理制度……………厚生省…力局……………  
 南部山西の掃蕩戰……………陸軍省…野田……………  
 苦心の江上制壓……………海軍省…田代……………  
 ハルビン方面の長亂……………外務省…田代……………  
 ……  
 ……  
 ……



露光量違いにより重複撮影



週報

第九十二號

強化せよ經濟戰……………企 畫 院……………(一)

代用品の話……………商 工 省……………(二)

國民體力管理制度……………厚生省體力局……………(三)

南部山西の掃蕩戰……………陸軍省新聞班……………(四)

苦心の江上制壓……………海軍省海軍軍事普及部……………(五)

パレスチナの擾亂……………外務省情報部……………(六)

◇最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(七)

◇戰時經濟の三大目標……………(三九)

◇亞鉛も重要な軍需資源……………(二一)

◇經濟戰の遂行は生活を通して……………(一三)

◇昭和十二年の人口動態……………(二四)

◇非常時國民實踐事項……………(三三)

◇官廳刊行物だより……………(四八)

# 強化せよ經濟戰

企 畫 院

戰爭遂行のために必要なことは、物資供給を確保することである。その物資供給問題のわが國の現状は果してどうか。そして政府はこれに對してどういふ對策を強行しようとしてゐるか。輸出の増進、物資の節約、貯蓄の勵行、物價の抑制、生産の増加、かうした重要對策についてわれわれはどういふ心掛けを以て臨むべきか。經濟戰の強化—それは政府だけの問題ではない。國民全部の焦眉の課題であり、國民の責務である。

## 一、經濟戰は何故強化されねばならないか

現代の戰爭は全國力を擧げての戦ひである。従つて、國防の要諦は單に兵力の優秀や兵器の精銳といふ點だけで足りるのではなく、廣く國力全般を、戰爭目的のために最高度に發揮できるやうな態勢にあくことにあるのはいふまでもない。支那事變は南京が陥落しても一段落を告げないであらうとは、當時からすでに豫想されてゐたところであり、又徐州陥落で戦局は一大進展を見たが、しかしその前途はなほ遠くであることも、こゝで改めて述べるまでもないことであらう。第

三國の支援を恃み、あくまで長期抗戰の決意を抛棄しようとしないうる政權を徹底的に壊滅させるためには、勢ひ兵力の増強、戦局の擴大は避けられない情勢にある。

ところが世上には、「蔣政權の財政的破綻」、「蔣政權没落」、「反蔣勢力の擡頭」といふやうな誇張した報道記事に眩惑されたり、或ひは又、「何しろ相手は支那だ」とみくびる傾向がいまだに相當あるが、これは誤れるも甚だしいといふべく、遺憾に堪へないことである。現在では陸軍の動員兵力も日露戰爭當時以上に龐大な數に上り、海軍の方も事變以來新たに艦隊を増設してゐる狀況で、いまやわが有史以來の大軍は陸海空に奮戦を重ねつゝあるのである。そしてその戦線は、支那だけで二千數百軒に及び、歐洲大戰當時の佛獨國境の戦線の七百九十軒の三倍に達し、これにわが防勢正面ともいふべきソ満國境を加へるときは、わが第一線は約六千軒に達してをり、艦隊と艦隊との海戦が行はれてゐない點を除いては、全く國の全力作戦に近いものといつても過言でない。

かういふ現下の情勢をもつて、武力だけの戦ひであり、武力以外の國力の問題を閑却するのは、餘りにも事態を認識しないものである。「眞に國運を賭しての戦ひ」寧ろこれがいま帝國が直面してゐる眞の姿ではなからうか。従つて戦地における軍隊の整備だけを考へ、國內において、所謂綜合國力戰遂行に必要な經濟戰、思想戰等の備へを萬が一にも怠れば、忠勇無比の皇軍がいかに連戦連勝しても、帝國所期の目的は結局達成することが出来なくなるのである。

特に、資源の比較的貧弱なわが國において、國力戦を遂行するために第一に問題となるのは、  
「どうして戦争遂行に必要な物資の供給を確保するか」といふことである。幸ひわが國は食糧關  
係では、殆んど自給自足の域に達し、この點は戦争遂行上最大の強みであるが、その他の物資  
は多かれ少かれ海外からの供給に仰がねばならぬものが相當ある。これらの不足資源について  
は出来るだけ國內生産の増加をはかるやうにするのは勿論であるが、それだけでは到底必要な  
だけの需要を充つことは出来ないし、又輸入するといつても諸般の事情からあまり多くを期待  
することが出来ない状態にある。そこで勢ひ國內消費を強度に節約せねばならぬことになつて  
來る。

支那事變勃發以來、政府は非常時財政經濟の諸方策を逐次實行し、國民精神總動員下に國民の  
協力を求めて來たが、充分の効果を收めてゐるとはいひ得ない現状である。即ち、政府は本年初め  
に物資供給に關する計畫を樹て、これによつて生産、消費、配給、輸入等に關する各般の措置を  
實施して來たが、兵力増強に伴ふ軍需品の需要はどしどし増大してゐるのに反して、所要物資の  
國內生産は希望するだけには進まず、配給、消費の統制も、新事態に對處するに決して充分では  
ない。そればかりでなく、本年初め以來の輸出不振によつて、物資の輸入に相當の制限を受けざ  
るを得ない實情にもあり、このまゝに放置すれば、戦争遂行上は勿論、國民經濟運営上に重大な  
影響を來す虞れさへもある。

そこで、かうした障害を排除し、事變終局の目的を達するためには、萬難を排して輸出の振  
興、生産の増加、配給消費の統制等の財政經濟に關する諸方策の徹底強化をはかる必要はいよ  
よ緊切であり、事變の目的貫徹のため一日もこれを忽せにすることは出来ない。政府が今度、  
長期持久の經濟體制を確立し、軍需品の調達、輸出原料の充足を第一義として物資供給計畫を改  
訂し、これが遂行上緊要の諸政策の徹底、強行を期した所以も實にこゝにあり、この際、國民一  
般は臥薪嘗膽、極度の消費節約をなし、幾多の不利不便を忍び、進んで政府の政策に協力し統  
後經濟戦線に自己の全部を捧げていたゞきたいのである。それは實に國民の責務である。

## 二、我が國の經濟財政の現状

溯つてわが國現下の經濟情勢はどうか。昨年は事變勃發に伴ふ軍需増加が加はり、不足資源の  
輸入は昭和十一年に比し、實に十億の多きに達し、莫大な輸入超過となり、そのために金現送を  
行ふの已むなきに至つた。今年も自然の成行に放任してゐたのではこの傾向はさらに増大し、  
到底所要物資を確保し、戦争遂行に遺憾なからしめることを得ないので、政府は、これが對策と  
して、本年初めの物資供給計畫において、重要物資の國內生産、代用又は節約、配給の統制等を  
計畫した。即ち、特定の資源については國內における特別増産を計畫する外、棉花羊毛などは豫  
想需要の六割程度、鐵材中建築用のもものは三割、特殊のもものは五割、牛皮革類は六割、その他の

ものについても豫想需要の二割、三割、ある種の不急用途のものに對しては十割といふ程度の代用、節約を行へば、所要物資を充足出来得るといふ計畫の下に、それ／＼配給、消費の統制を進めて来たのである。ところが、その後の情勢は、輸出の減退その他の理由によつて年頭に豫定した輸入量を確保することは到底出来ないと認められるに至つたので、これが對策として、國內における増産、代用品の使用奨励、國內現用品の回收等に全力をあげる一方、一般の國內需要の消費節約を徹底的に強化する必要に迫られるに至つた。

本年頭初の物資需給計畫は、南京陥落當時の状況を基礎として算定されてゐたが、その後徐州大會戦へと進展し、さらに蔣政權の壊滅をはかるためには、今後とも大規模の作戦行動を繼續せねばならないことにもなるであらう。たとへ如何なる困難があらうとも、徹底的蔣政權殲滅の態勢を整へねばならないのである。そのためには、最初豫定した軍需物資の需要がさらに増加することもまた已むを得ない。勿論、この物資の需要増加に對しては軍部でも大いに考慮し、極力代用品を用ひたりして輸入増加の防止にとめてゐるのであつて、一例をあげると、牛皮革類の輸入防止のためズック靴を調達した實例もあり、又冬季酷寒の地にある部隊に對しても綿毛布を使はせられた例もある。その他金屬類に對しては種々の代用品を用ひ、已むを得ず必要な施設まで一部繰延べを行つて需要額の減額をはかつてゐる程である。

このやうに、軍部としても代用なり、繰延べなりをして苦心をしてゐるが、何しろ軍需として

は、相當額の供給を確保しなければ作戦行動を支持して行けない虞れのあることも亦動かすことの出来ぬ事實である。その上、外國からの物資輸入も亦潤澤には出来ぬことは前述の通りであるから、戦争目的を貫徹させるためには、軍需品の生産に直接間接必要な材料、機械、燃料類、輸出入原料品や國民生活に絶對必要な物資の最小限度以外は、これらが輸入品である限り、今後一定期間、直接消費を禁止するか、配給を止めるかといふ極度の制限を加へねばならないのである。

次にわが國の財政はどうか。今次事變のため支出すべき経費としては、昭和十二年度豫算中事變費關係分は總額二十五億餘萬圓、これに事變費を除く豫算を加へると約五十四億圓に達した。

さらに昭和十三年度においては、軍事費が約四十八億圓、これに一般會計の三十餘億圓を加へると、豫算合計は實に八十億圓を突破する未曾有の巨額に達してゐる。そしてこれらの財源として大體今後一ヶ年間に發行する國債は五十億圓を越える見込である。しかもこの巨額の國債が回溜に消化されるかどうかは實に事變下における財政經濟政策の成否の分れ目である。その上、帝國としては日滿を通ずる軍需工業その他時局關係産業の生産力擴充をはかり、さらに進んで北、中支の開発、振興の費用を考へねばならぬから、わが國經濟の負擔もなかく容易で

はない。

この巨額の資金を圓滑に賄ふためには、國民の貯蓄に依つよりほかなく、今後なほ一層これが徹底強化をはからねばならない。

もし貯蓄の増加が豫期するやうに出来なければ、どんなことになるか、國債は消化されず、所謂悪性インフレーションを起し、延いては輸出力を減退し、軍需の供給に對して支障を來し、つひに軍事豫算の遂行難等を惹起するであらう。だからこそ、貯蓄勵行の徹底強化は戰時財政經濟を安定させるために實に重大な關係を持つわけである。

翻つてわが國の物價の現況はどうか。一般物價は從來一應落ちつきを見せてゐたが、事變勃發に伴ひ急騰し、すでに二割乃至三割、高いものになると五割近くも高くなつてゐるものもある。今度の物價の騰勢は、從來の世界的影響によるものと性質を異にし、原料材料だけでなく、生活必需品まで騰貴し、世界物價の低落傾向の現狀と反對の趨勢を示してゐる。政府でも、この點に鑑み、物價騰貴の抑制については非常な努力をばらつてゐる次第である。しかしながら、かうした物價は元來、複雑微妙な經濟關係において自然發生的に出来上つたものだから、これを人為的に規整して行くことは難事中的難事ではあるが、わが國が直面してゐる難局を打開するためには、これも亦已むを得ないところである。國民はよくこの點を自覺し、非常時局克服の諸政策遂行に進んで協力していただきたい。いな、これに協力する必要があるのである。

### 三、經濟戰の強化とその對策

わが國はいま、未曾有の巨額な豫算を施行し、戦を進めつゝあるが、以上述べたやうに、實際收支の狀況より考へれば、輸入により充分の物資を得るの中々困難であり國內一般物價の騰勢も著しく、かうした情勢は國家の財政經濟に重大なる關係を及ぼす虞れさへあるといふのが現下の狀況である。従つてあくまで反省しない蔣政権を徹底的に毀滅させる帝國政府の決意を貫くためには、物資需給計畫なども、大いに當初のものを變更して新事態に對應させるやうにし、公債消化のためにもさらに徹底的貯蓄獎勵を行ひ、又物價の昂騰に對しては、極力これを抑制しなければ到底この時局を乗切ることが出来ないのである。

需給計畫の修正に關しては、極力需額額の壓縮を行ふほかないのであるが、作戰の進捗に伴ふ軍需は却つて増加する情勢にあり、この相反する増減の二要求を調整するためには、一面輸出の振興に出来る限り努力し、他面國內需要に對しては

- 1 軍の充足需額となるものと、これが生産配給に必要な原料、材料、機械、器具、燃料等
  - 2 輸出品原料、材料
  - 3 國民生活維持上絶對必要な藥品、肥料等の最少限度
- 等のほか、原則として輸入を認めないこととし、各種工事の中止繰延べ、國內物資の回收の増加等



を計畫し、輸入總額を少なく食ひ止めて、本年の難局切り抜けを策することにしたのである。  
そのためには、いふまでもなく、今後一定期間物資の使用に關し徹底的制限策を斷行しなければならぬのであつて、政府がこの新たな物資需給計畫の下に實施しようとしてゐる政策は左のやうな諸點である。

### 1 物價騰貴の抑制

軍需資材の供給確保と爲替相場の堅持、輸出の振興と國民（消費者）の生活維持とのため、現在以上の物價騰貴を抑へるに必要な措置を講ずるとともに、基準價格又は公定價格の設定等のほか、消費節約と配給統制とを併せて強化し、物價の引下げを行ふこと。

### 2 消費節約

一般物資についてつとめて消費節約をはかり、特に輸入物資については、必要に應じ使用制限乃至禁止規則を制定し、代用品の使用を強制する等の方法で、國內不急用途に對する物資の消費節約を強化する。一般國內需要について使用制限又は消費節約を強化すべき主な資源は次の如くである。

鋼材、鉄錠、金、白金、銅、黄銅、亞鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、アルミニウム、石棉、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材料、工業鹽、ベンゾール、トルオール、石炭酸、硝酸曹達、加里、磷礦石等

### 3 輸出振興

輸出増進のため綜合計畫の下にこれが一般的促進を強化するほかに

イ 製品の輸出とその原料輸入とをリンクさせる方法等による輸出用原料、材料の輸入の確保

ロ 輸入原料と材料とを國內消費と輸出用とに區別し、輸出用原料、材料の國內消費を徹底的に防止する

### 4 輸入、配給機構の完備

### 5 貯蓄の普及徹底

### 6 官民一體、簡素な非常時國民生活様式を確立すること

### 7 主要物資の増産殊に鑛産の増加のための措置

### 8 軍需勞務対策

軍需工業生産能力増進のため、交代制の採用及び技術員その他勞務者の急速な充足に必要な措置

### 9 廢品回収

廢品等の回収の徹底を期するため必要な組織を確立する

### 10 轉業、失業対策

轉業及びこれに伴ふ失業者救済の必要な対策を講ずる

### 11 國家總動員法の一部條項の發動

前の諸點の政策實行のため必要のときに發動する

以上は、政府が諸般の施設をたゞ一つ戦争目的の遂行のために集中し、さしあつては蔣政権の徹底的破壊のために、又新支那の長期建設のために、さらに又將來國力の飛躍的發展を期するために、萬難を排して一大決意を以て實施しようとする諸方策をあげたもので、とりわけ輸出の増進、物資の節約、貯蓄の勵行、物價の抑制、生産の増加は急務中の急務である。

そして、これらの諸方策が實現されるか否かは、一に國民の眞に時局認識の上に立つ自覺と、これに基づく實踐躬行の如何にかゝつてゐる。われわれはこの際、さらに堅忍持久の決意を固め、進んでこれをわれわれの生活の上に實踐し、舉國一致難局の打開に邁進せねばならないのである。われわれは聖戰所期の目的を貫徹せねば予を緩めず、近衛首相の言の如く、今次事變はわれらの時代において解決せねば断じて止まぬ決意をさらに鞏固にせねばならぬ。

「經濟戰強調週刊」は、政府總がより、七月二十一日から一週間にわたつて、東京、大阪で力強く展開されるのを皮切りに、七月下旬から八月下旬に至る期間中、地方の實情に即して適當な時期を選り、全國各地で實施されることになつた。

これは、多難の前途を思ひ、聖戰所期の目的達成のために、國民が一人残らず、現下の經濟戰の實情と今後來るべき經濟的諸問題の真相とをよく理解して、舉國一致經濟戰の戰士として戦ひ抜く決意を固める必要があるからである。

それならば、われわれは經濟戰の戰士としてどうすればよいか。重要な課題は、山ほどある。それらについては既に御承知のことであらう。たゞ現在必要である

り、追つてゐるのはみんながそれごとく實踐することである。道は近きにある。身近かなところから一人々々が生活の中で實行することである。是非守りたいわれらの生活實踐項目

一 綿製品、麻製品、毛製品は新調を差控へること  
 二 皮革製品、ゴム製品は新調を差控へること  
 三 金屬製品は新調を差控へること  
 四 紙の節約に努めること  
 五 綿製品、麻製品、毛製品、皮革製品、ゴム製品、金屬製品、紙類の廢品、屑物等は死蔵することなく直ちに拂下げ

六 住居の新築、改築を出來得る限り差控へること  
 七 石炭、ガソリンその他燃料の節約に努めること  
 八 電力、電燈の節約に努めること  
 九 金を政府へ獻納又は賣却すること  
 十 冠婚葬祭の簡易化、贈答、宴會の自制その他一般生活の刷新緊縮を行ふこと

十一 貯蓄を勵行すること  
 十二 買占め、賣惜み、買溜めを行はないのは勿論價格、料金の引上げを極力避けること  
 十三 その他以上に準ずる消費節約、廢品更生、貯蓄、物價騰貴抑制、生産増進等につき有效な事項を實踐すること

**經濟戰の遂行は生活を通して……**  
**是非守らう、生活實踐項目**

# 代用品の話

商 工 省

すべての物資はまづ競争目的のために、そこで必要物資の消費節約のためある種の生活必需品については代用品が必然的に登場して来る。棉花、羊毛、鐵鋼、皮革、ゴム等の代用品には何かあるか。そして代用品工業の振興が國家的にどんな重大な意味を持つてゐるか。國民はよく實情を理解して、多少の不便を忍んでも、事變下に到来したこの物の試煉を克服して、前途に邁進していただきたい。

## 物資動員と代用品

いま我が國には二つの經濟的要望がある。その一つは、なるべく民需の輸入を制限しようといふ要望である。それは軍需品を海外より輸入しようとする際、我

が貨幣の購買力を維持するためには、我が國と外國との爲替關係を悪化せしめないことが必要であり、その結果、軍需品に關係のない物品の輸入は出来るだけ避けなければならぬからである。他の要望といふのは、これとは反對に、現在の戰時體制によつて壓縮を餘儀なくされた民需品の原料を少しでも多く輸入したいといふものである。國家の全經濟力を軍需資材の整備に集中動員しなければならぬ戰時計畫經濟に於ては、民需品の生産力がある程度の壓縮を被ることは、すでに國民全體の贊同と支持を得てゐるところである。しかしその反面、國

民の生活的要求を満たさせたいといふ要望が同時に潜んでゐるのである。

この軍需的要望と民需的要望との對立は、原料輸入國としての我が國では、原料輸入の點に於て前述のやうに明白に現はれてゐるのである。

この悩みは、戰爭に當面した總ての國家が經驗するところであるが、殊に我が國のやうに資源の少い國にあつては一層その感が深い。

そこで、この問題を解決するものとして代用品が出現して來たのである。それは不急不用品については、この際極力消費節約を圖るとともに、生活必需品については他の國産原料を以て代用品を生産して不足物資の經濟的需要を満たさうとするわけである。

商工省では、その具體的對策として、昭和十三年度に於て代用品工業振興のために、二十二萬圓の豫算を計上して、代用品製造試験費の補助、代用品奨励のため、今秋十月から全國の六大重要都市で代用品工業振興展覽會を開催する等の計畫を立て、その他一般業者と協力して代用品の生産擴張を圖つてゐる。

## 各種代用品の登場

現在一般民間で、消費節約の必要ある、主なる物資



たきてもツケバの本

は、鋼及び鉄鐵、銅、白金、鉛、亞鉛、錫、揮發油、重油、棉花、羊毛、皮革、ゴム等の各種に亘つてゐる。

勿論、これ以外にも不急不用品及び国際收支に影響する物資は消費節約を圖らねばならないのであるが、こ



ファイナヤクーオフの木

これらの物資は軍需的供給を圓滑にするために、その民需の消費節約が特に必要なのである。従つて政府に於ては、これらの物資に關し昨年以來それぞれ製造制限、使用制限、販賣制限等の規則を制定公布してその徹底を期して來た。

これらの物資については、すでに各種の代用品が、研究され又生産されてゐるが、それらは各方面の努力

と協力にも拘らず未だ完全なものとはいへない。しかし、國民は多少の不便を忍んでもこれを使用して必要物資の消費節約に協力すべきであり、又それ等を研究し、生産する者は一刻も早く完全な代用品を製造すべき義務がある。

次に主な代用品について説明しよう。

棉花と羊毛の代用品としてのステープル・ファイバーは既に本週報(第七四號)で説明したが、すでに各方面に普及されてをり、その品質も各種の研究の結果、防水加工を行ふことによつて最近頗る改良されつゝある。鐵鋼その他の金属の代用品については、用途により各種の代用品が研究されてゐる。元來金属は堅牢でしかも加工容易、且つ低廉であるため各方面で使用されてゐるが、その用途によつては必ずしも金属たることを必要としないものが數多存する。それらの用途には大體陶磁器、木製品、合成樹脂成型品その他を以て代用し得るのである。尤も陶磁器には耐衝撃性の低いことと急熱急冷に弱い等の缺點があるが、これらの點も最近研究の結果、その原料を吟味することにより漸次

改良されつゝある。

なほ機械の部分品、齒車等の用途には合成樹脂成型品によつて代用され得るやうになつた。これらの合成樹脂は有炭酸樹脂を有機纖維に浸み込ませて加熱壓搾により硬化せしめたものであつて、その硬度高く且つ耐腐蝕性、耐摩耗性、耐酸性の點に於て、寧ろ金属よりも優秀な性能を有するものである。

最近連水博士によつて高力陶器及び高力セメントが發明された。これは成型した素焼又はセメントを石炭酸樹脂で加工することによつてその硬度を高め且つ加工し得るものとした金属代用品である。これは鐵管、鉛管及びその他の金属的用途に使用し得る。

このほかストモと稱する金属代用品が最近發明され、建築材料、街路燈、金庫、冷蔵庫その他の金属製美術品に代用し得るのである。これはイミテーション・マーブルセメントに特殊な藥品を調合して硬化凝結させたもので、相當の硬度を有し且つ耐水、耐火、耐酸性を有するものである。セメントと石綿を原料としたエクニットパイプはす

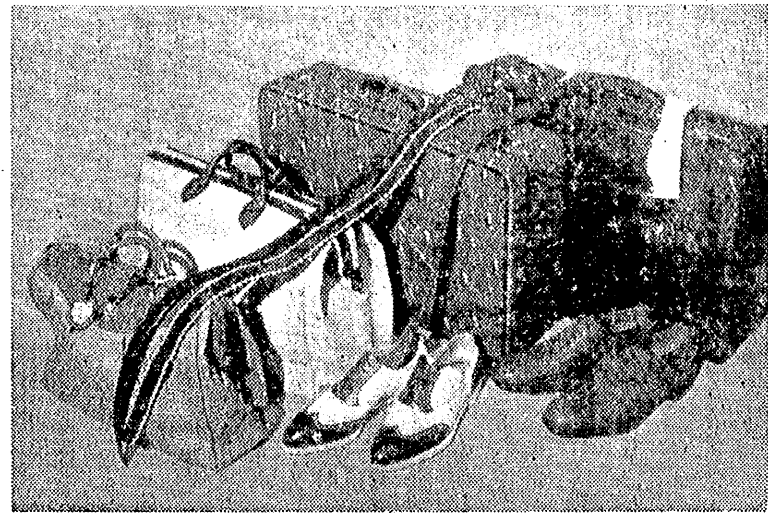
で鐵管代用品として各方面に使用されてをり、これについては説明を要しないであらう。

次に牛革、馬革、羊革等の代用品としては、水棲動物たる鯨、鯨の皮革が利用されるやうになつた。又バルカナイズド・ファイバー、オイルクロス及び各種の擬革は革製袋物及びその他の革製品に代用し得る。バルカナイズド・ファイバーはポロをすいた紙を鹽化亞鉛溶液に浸し數枚重ねて壓搾膠着させたもので金属製品にも代用し得る。

ゴムの代用品としては再生ゴムが利用出来る。これは古タイヤ、古ゴム靴等を原料としこれに藥品を加へて純化するものであつて、その性能に於て生ゴムに對し少しも劣るところがない。

すでに外國に於て生産されてゐる合成ゴムの研究も又我が國に於て最近完成されんとしつゝある。これはカーバイト又はその他の炭化水素を原料として製造するものである。

麻又はマニラ麻の代用品としてはマオランがその代用品として適當であることが發見された。



皮の代用品がずかずか

石綿の代用品としてはスラッグウール及びガラスウールがある。前者は鱗滓より後者は硝子より製造されるものである。

その他の化学工業原料の代用品としては、タンニン剤の代用品として合成タンニン、牛乳カゼインの代用品として大豆カゼイン、セラック、松脂等の天然樹脂の代用品としての合成樹脂が研究されてゐる。

以上述べたやうな代用品の生産能力に關しては、一、二のものを除いて未だ遺憾の點が存するのである。いふまでもなく代用品工業は新物質を創造するものたる化学工業に屬する。そして幸ひなことには我が化学界は學術的に顯著な進歩を遂げてゐるのである。我々はこの學術的進歩を基礎とし且つ各方面の人的資源を動員し得るならば、必ずやその工業化及びその生産力の擴充發展を齎す事が出来ると信ずるのである。この點に關しては我々はこの歐洲大戦中に於けるドイツを想起すればよいであらう。獨逸に於ては化學的方法を以て空気が、火藥の原料たる硝酸を、又木材、パルプより纖維代用原料としてステープルファイバーを、そ

して酵母より人造肉を製造することによつて、經濟的に孤立した國民經濟をよく數年に亘つて維持することを得たのである。現在の我が國は往年の獨逸に比すれば、遙かに高い技術的基礎と遙かに良好な政治的經濟的條件に恵まれてゐる。

代用品工業の重要性

一般に代用品は、戰時經濟に於ける應急對策たる消費節約の方法として考慮されて來た。しかしながら、一國の原料自給といふ恒久對策の對象としても考察されなければならぬ。何故ならば、長期戦の期間中に於て、海外よりの國防資源の供給が必ずしも常に確保し得られるとは言ひ得ないからである。すでに各國に於ては原料自給のために各種の方策が採られてゐる。そして原料資源の天恵少ない我が國に於ては、これら天然資源に代るべき代用資源の自給を確保せねばならぬことはいふまでもないことである。

又たとへ平時に於ても、その工業資源の大部分を海外に依存するといふことは、國際收支を不安定ならし

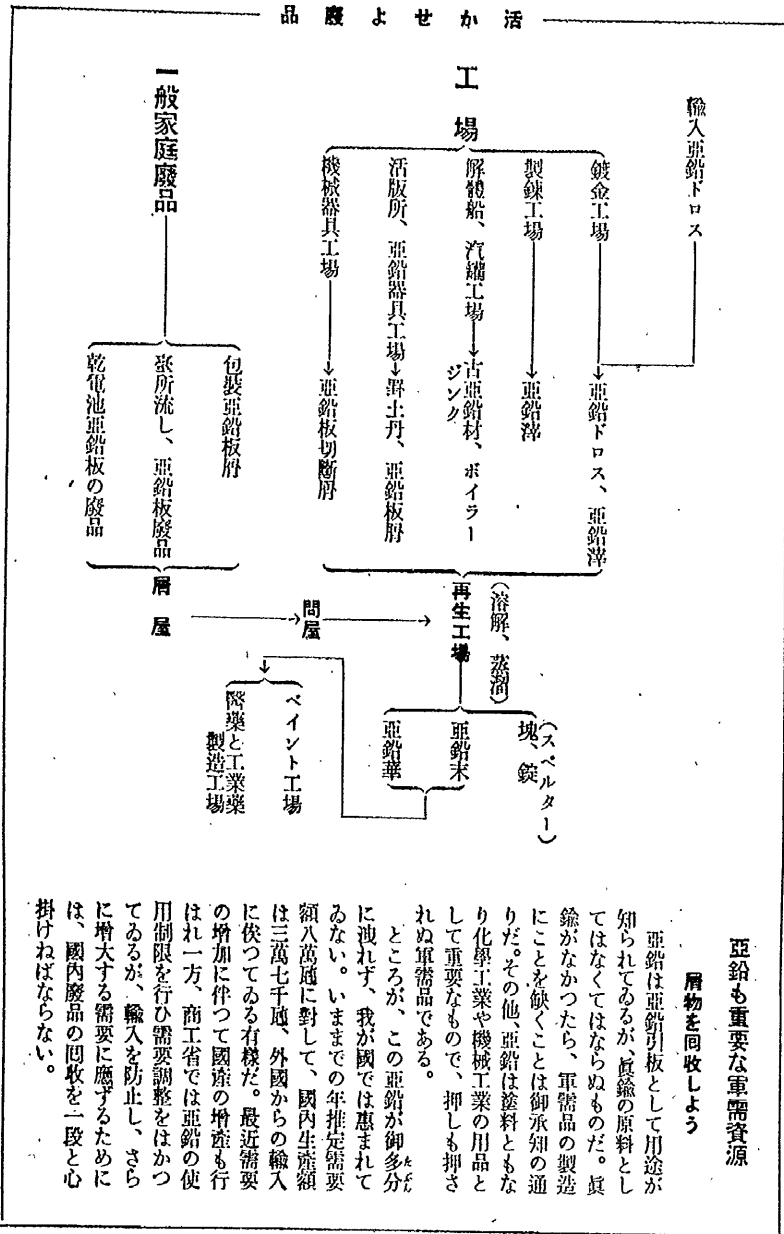
めるのみならず、又産業確立の障碍となるおそれ多分に存するのである。殊に我が國のやうに急速に經濟發展をなした國にあつては、各種の産業を確立するため、一刻も早く原料自給の方策を立て、それを實現しなければならぬ。

既にドイツに於ては原料自給の國策として、人造纖維工業、人造石油工業及びアルミニウム工業等の代用品工業の確立に邁進し、その成果大いに見るべきものがある。

例へば、人造纖維についていへば、棉花、羊毛の總需要量五十二萬噸の内、一九三七年度に於て人造纖維十四萬噸を生産してこれを代用し、さらに第二次四年計畫に於ては、二十三萬噸を生産する豫定と聞く。

なほ人造石油は一九三七年度には九十五萬噸を生産し、國內に産する石油と合して、總需要量の四割を占めるに至つた。

ゴムについては貿易上の理由からではなく、純軍事的理由から合成ゴム工業を確立せしめるため努力しつゝある。



亜鉛も重要な軍需資源

亜鉛は亜鉛引板として用途が知られてゐるが、真鍮の原料としてはなくてはならぬものだ。真鍮がなかつたら、軍需品の製造にことを缺くことは御承知の通りだ。その他、亜鉛は塗料ともなり化学工業や機械工業の用品として重要なもので、押しも押されぬ軍需品である。

ところが、この亜鉛が御多分に洩れず、我が國では恵まれてゐない。いままでの年推定需要額八萬噸に對して、國內生産額は三萬七千噸、外國からの輸入に依つてゐる有様だ。最近需要の増加に伴つて國産の増産も行はれ一方、商工省では亜鉛の使用制限を行ひ需要調整をはかつてゐるが、輸入を防止し、さらに増大する需要に應ずるためには、國內廢品の回收を一段と心掛けねばならない。

轉つて我が國の重要工業資源の供給状況を見るに、その大部分を海外に依存し、その輸入額は輸入總額の八〇%を占めてゐるのである。これが我が國の經濟にとつて如何に大なる負擔となつてゐるかはいふまでもない。

こゝに於て、政府は人造纖維工業、人造石油工業等の代用原料工業を確立すべき國策を決定し、すでに實施しつゝあるのである。

我が國の纖維工業の原料たる棉花、羊毛はその輸入額十二億圓に達し輸入總額の三割を占めてゐる。幸ひにこの國際收支關係を改善すべき我が國人造纖維工業は近來目覚しい躍進を遂げ、ドイツに次ぎ世界第二位にある。しかしながら、その棉花、羊毛の總需要量に對し、代用し得る割合は約二割に過ぎぬ。従つて現下の物資需給の調整の状況に鑑み、なほ一層の發展が期待されなければならぬのである。

近來國防資源としての重要性を認められるに至つた石油については、その國産數量は總需要量の五%に過ぎず、その結果、その九〇%以上を海外より輸入し、

このために海外に支拂ふ金額は年々二億圓に達してゐる。そこで政府は天然石油に代るべき人造石油によつて液體燃料問題を解決せんとしたのである。

その具體的方策として人造石油事業法に基づき人造石油製造事業振興七ヶ年計畫を樹立し、目下鋭意努力中である。それは昭和十八年度に於ては、その年度の總需要量の四五%に當る二百萬リットルの人造石油を生産して、天然石油を補足しようとするものである。

なほその他、合成ゴム工業、合成樹脂工業等の代用品工業の確立に關しては、夙に政府に於てもこれに着目し目下研究計畫中である。

今回の事變は我が國民にとつて未曾有の試煉である。そしてこの試煉は、國民全部が自發的に共通目的の達成に協力することによつて克服出来るのである。重ねて國民諸君に望む。

國民たるものは、多少の不便を忍んでも、代用品の使用によつて必要物資の消費節約を圖るべきであり、又代用品の研究、製造に携はるものは、一刻も早く完全な代用品を製造していただきたい。

# 國民體力管理制度

厚生省體力局

みち／＼につとめいそしむ國民の

身をすくよかにあらせてしがな

畏くも明治天皇の御製を拜誦し奉るとき、われわれは親の子を慈しむにもいよまさる天皇の御仁慈に感泣するとともに、われわれの身體は、われわれ個人の私有物ではないといふことを痛感する。國民各自が健康でそれ／＼の職業にいそむことは、單に一身一家の幸福であるばかりでなく、實に一國の繁榮隆昌を來す所以である。殊にわが國のやうに天然資源の乏しい國においては、人的資源の培養強化即ち健全有爲なる國民の養成こそ、一日も忽せに出來ない緊要事である。

「國民體力管理制度」はかうした時代の要求に應じて創設されたもので、この七、八月を期し、その準備調査を東京、大阪、埼玉、静岡、秋田、石川、愛媛、福岡の二府六縣中適當な區域を選んで行ふことになつた。以下この制度の趣旨と準備調査の概要について説明してみよう。

## 總旨

國民體力管理制度とはどんなものか。その骨子とするところは、國家において國民の體力検査を行ひ、その際、一人一人に對し適切な指示を與へてこれを遵守勵行せしめ、個人體力向上の實を擧げるとともに、一方、検査の結果に基づき國民體力の實相を掴んで、その根本的對策の樹立に資し、國力の根幹たる人的資源の充實強化を期するにある。即ちこの制度には二つの狙ひどころがある。その一つは、一人々々の體力を検査することによつて、その長所短所を明らかにし、それぞれ健康状態に即應した指示を與へるとともに、指示の要點その他を記入した體力手帳(假稱)を交付し、常に健康の増進に留意させ、體力の向上をはかることである。その二は、検査の結果により國民體力の實相を明らかにし、これに基づいて新たな體力向上方策の樹立、保健衛生施設の整備擴充等有効適切な對策を講ずることである。

## 検査年齢

さて、それならば、どの年齢の者を選び、どんな項目について検査すれば、國民體力の實相が掴めるか。この點についてはそれ／＼の觀點から種々の意見があるであらうが、慎重考慮を拂つた結果、今回の準備調査においては検査年齢を次のやうに決定した。

連續片脚跳、疾走、三回跳を行ふ。

## 丙 精神機能検査

精神機能検査は智、情、意の各方面に亘るのが理想ではあるが、簡單にして適確な方法がないため、今回の準備調査においては智能についてのみ検査する。

## 丁 疾病及び異常検査

國民體力低下の主因たる疾病と、各種機能の發揮に最も影響を及ぼす體質及び形態の異常につき検査する。その中疾病検査は主として結核、トラホーム、花柳病、寄生虫病、精神病、齒疾等について行ふ。

準備調査の検査項目は大略以上の通りであるが、この項目の全部を検査年齢該當者全部に適用するのではないことは勿論である。その可能と必要の程度とを考究して、最も適當と認められるものを施行するのである。例へば一年の者には主として體重を計測するに止め、百メートル疾走は十二年の男子にだけ施行するやうな方法によるのである。

國民體力管理制度は歐米諸國にも未だその例をみない創期的な方策である。今回行ふ體力検査は準備調査ではあるが、その成果如何は一に近い將來に實施を期待される本制度の成否を卜するものであるから、今回選ばれた地方の人々は勿論、國民一般の深い理解と衷心よりの協力とを切望して已まない。

一年 昭和十三年六月一日より同三十日迄に出生した者  
二年 昭和十二年四月二日より同十二年四月一日迄に出生した者  
四年 昭和九年四月二日より同十年四月一日迄に出生した者  
八年 昭和五年四月二日より同六年四月一日迄に出生した者  
一二年 大正十五年四月二日より昭和二年四月一日迄に出生した者  
一六年 大正十一年四月二日より同十二年四月一日迄に出生した者  
一九年 大正八年四月二日より同九年四月一日迄に出生した者

## 検査項目

つきに検査項目は左のやうに決定した。

## 甲 身體計測

形態及び發育方面の検査を主とし、身長、體重、胸圍、坐高、上腕圍及び肺活量を計測し、さらに各種機能と關係の深い體型、並びに運動能力、精神能力と最も關係を有する視力、聴力について検査する。

## 乙 運動機能測定

運動機能中筋力、持久力、協調能力、循環適應能力等の測定を目的として、全身作業計使用、握力計使用並びに

### 昭和十二年の人口動態

昭和十二年の我が国内地における内地人の出生、死亡、婚姻、離婚、死産について確定数を得たので、こゝにその概要を述べよう。

**出生** 昨年一ヶ年の出生総数は二百十八万七千三百三十四人で出生率は人口千人に付三〇・六一人である。これを一昨年に比べると出生数において七萬八千七百六十五人増加し、出生率において〇・六九人高い。

我が國の出生率は従来大體二千三、四人強で、一歳高かつたのは大正九年の三六・九人であつたが、その後一高一低しつゝ漸次低くなり、昭和九年(二九・九七)及び同十一年(二九・九一)には遂に三〇人強を割るに至つた。昨年の出生率は三〇・六一人であるから多少出生率は高まつたわけである。歐米主要國の出生率を比べると、ソヴェト聯邦は三九・二人、イタリーは三二・四人、ドイツは一九・〇人、アメリカ合衆國は一七・一人、イギリスは一五・三人、フランスは一五・〇人である。

**死亡** 死亡総数は百二十萬七千八百九十九人で、死亡率は人口千人に付一六・九五人である。これを一昨年に比べると死亡数において二萬二千三百七十九人減少し、死亡率において〇・五六人低い。我が國の死亡率は段々低くなつて、昭和十年は一六・七八人といふ最も低い率を示したが、昨年はこれにつく低率である。

歐米主要國の死亡率を比べると、ソヴェト聯邦は二〇・四人、フランスは一五・三人、イタリーは二二・七人、イギリスは二二・三人、ドイツは二二・八人、アメリカ合衆國は二〇・一人である。  
**人口の自然増加** そこで、昨年中の人口増加は九十七萬二千八百三十五人となつて、昭和七年と昭和十年とを除けば、今までに最も多い増加である。但し増加率は人口千人に付一

三・六五人で、先づ普通であるが、兎に角人数からいへば、昨年一ヶ年に大分縣が一つ出來たと同様な勘定になる。これを一昨年に比べると、人数において十萬千四百四十四人増加し割合において一二・四八高い。これは出生が増加し、死亡の減少したのに基づくものである。

歐米主要國の人口自然増加率を比べると、ソヴェト聯邦は一八・八人、イタリーは八・七人、ドイツは七・二人、アメリカ合衆國は六・二人、イギリスは三・〇人である。なほフランスの人口は近年は減少しつゝあつて、昭和十一年の人口減少率は人口千人に付〇・二人である。

**婚姻** 婚姻総数は六十七萬四千五百件で、婚姻率は人口千人に付九・四七件である。婚姻率は毎年大抵千人に付七件餘から八件までであつて、昨年は著しく高い。これを一昨年に比べると件数において十二萬五千三百八十四件増加し、婚姻率において一・六五件高い。婚姻の届出が八月及び九月に急激に増加し、十月以後は又元へ戻つたところを見ると、昨年の増加は支那事變と關聯して、従來の内縁關係を正式のものに引き直したものであることが、多いやうに思はれる。

**離婚** 離婚件数は四萬六千五百件で、離婚率は人口千人に付〇・六五件である。これを一昨年に比べると、件数において三百三十三件増加したが、離婚率においては〇・〇一件を減した。

**死産** 死産総数は十一萬四千八百八十五胎で、死産率は人口千人に付一・五六胎である。これを一昨年に比べると、死産数において四百二十九胎増加したが、死産率においては〇・〇二胎減少した。

歐米主要國の死産率を見ると、イタリーは〇・八胎、アメリカ合衆國及びフランスはいづれも〇・六胎、ドイツ及びイギリスはいづれも〇・五胎で、我が國はそのいづれよりも遙かに高い。

—内閣統計局發表による—

	實 數		人口千人=付	
	昭和十二年	前年トノ比較 (△ハ減)	昭和十二年	前年トノ比較 (△ハ減)
出生	2,180,734人	78,765	30.61	0.69
死亡	1,207,899人	22,379	16.95	0.56
自然増加	972,835人	101,144	13.65	1.24
婚姻	674,500件	125,384	9.47	1.65
離婚	46,500件	333	0.65	0.01
死産	111,485胎	429	1.56	0.02

年	出生人	死亡人	自然増加人	婚姻件
昭和三年	2,135,852	1,236,711	899,141	499,555
同四年	2,077,026	1,261,228	815,798	497,410
同五年	2,085,101	1,170,867	914,234	506,674
同六年	2,102,784	1,240,891	861,893	496,574
同七年	2,182,742	1,175,344	1,007,398	515,270
同八年	2,121,253	1,193,987	927,266	486,058
同九年	2,043,783	1,234,684	809,099	512,654
同十年	2,190,704	1,161,936	1,028,768	556,730
同十一年	2,101,969	1,230,278	871,691	549,116
同十二年	2,180,734	1,207,899	972,835	674,500

年	出生率	死亡率	自然増加率	婚姻率
昭和三年	34.38	19.91	14.47	8.04
同四年	33.00	20.04	12.96	7.90
同五年	32.35	18.17	14.19	7.86
同六年	32.17	18.98	13.19	7.60
同七年	32.92	17.73	15.20	7.77
同八年	31.55	17.76	13.79	7.23
同九年	29.97	18.11	11.86	7.52
同十年	31.63	16.78	14.85	8.04
同十一年	29.92	17.51	12.41	7.82
同十二年	30.61	16.95	13.65	9.47

	出生率 (人口千人=付)	死亡率 (人口千人=付)	人口自然増加率 (人口千人=付)
日本(内地)(昭和十二年)	30.9	17.0	13.7
ドイツ(昭和十一年)	19.0	11.8	7.2
イタリー(昭和十一年)	22.4	13.7	8.7
アメリカ合衆國(昭和九年)	17.1	11.0	6.1
イギリス(昭和十一年)	15.3	12.3	3.0
フランス(昭和十一年)	15.0	15.3	0.3
ソヴェト聯邦(昭和五年)	39.2	20.4	18.8



# 南部山西の掃蕩戦

陸軍省新聞班

## 山西南部

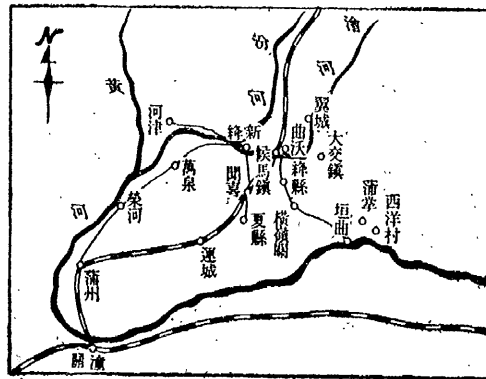
山西南部方面の敵の蠢動活潑となり、中には執拗な攻撃を反復し来るものあり、裝備亦優秀で戦車及び十二榴弾砲も現出して来たことは既報の通りであるが、殊に滄河河畔に蟠居してゐた敵は、衛立煌の指揮する中央軍約十ヶ師を基幹とするもので、徐州會戦前後における我が軍の手薄に乗じ、兵力を集結して一擧山西を奪回せんと企てゝゐたのである。

したがつて、その攻撃も従來のゲリラ戦法と違つて仲々統一のある大兵团の作戦を指導してゐた。この敵に對し我が軍は七月六日西は新絳より曲沃を経て東は大交鎮に亘り一齊に攻撃を開始した。

七日早くも全陣地を突破し一部は七日午後絳縣に進

入、八日早朝には全線追撃に移り、十二日午前十一

曲沃附近要圖



時、遂に萬泉に達した。又絳縣方面の部隊は敵をその南方隘路口に壓迫してその堅陣を突破、垣曲方面に追



山西方面掃蕩戦

撃し十一日夕横嶺關に進出した。中央追撃隊は十一日夕運城北方地區に達し運城周邊の敵に對し内外より抉撃猛攻を加へつゝある。

これより先き運城守備隊の一部は、聞喜方面に北上し五日午後その東方地區において敵を撃破し、さらに曲沃、候馬鎮方面より退却する敵の退路を遮斷しつ

つある。

これらの部隊と策應して六月三十日以来西洋村（垣曲東方約二十軒）附近の敵陣地を攻撃中であつた我が軍は地形の險難、陣地の堅固と、加ふるに炎熱のため攻撃意の如くならず、數倍の敵と近く相對峙してゐたが十一日遂に敵陣を突破し夕刻蒲掌に進入した。

敵は第十七、第八十三、第百十六師等で主力は黄河南岸に、一部は北方山地に向つて潰走中である。

## 揚子江方面

七月四日遼江部隊の先頭が遂に湖口を占領したことは既報の通りであるが、この部隊が六月二十四日香口

東方の河岸に敵前上陸を敢行して以来、湖口占領まで輝く戦果は左の如きものがある。

遺棄死體 三〇〇〇  
死傷推定 六〇〇〇  
肉獲品

馬 一〇〇  
火砲 二〇 (野砲、海岸砲、迫撃砲)  
小銃、自動銃 多数  
彈藥庫 二棟 (彈藥多数)  
自動車 一〇輛

### 蒙疆方面

この方面においては、各部隊の連続不断的討伐により近時歸順し又は歸順申込み中の土匪、共產匪等が次第に増加して来たことは誠に欣ばしいことである。これらの歸順匪は、或ひは各自の成業に就かして安樂な生活をするやう指導し、或ひは地方自衛團、保安隊等の組織を強化して匪賊討伐に我が軍と協力し漸次良好な成果を修めつつある。最近歸順したのも六ヶ團兵力概算四千に達し、その中には厚和方面で有名な于字和の率ある有力な一

團もある。歸順申込み中のものも約七件、兵力二千以上に達してゐる。

### 國策のグラフ

寫眞週報 第二十三號

七月二十日發行

#### ▽嵐の赤露

三等大將の榮位にあるリュウシヨフ氏が何故に越境してまでわが國に逃亡して来なければならなかつたか

#### ▽黄河の鐵橋修理成る

銜に拾ふ經濟戰  
銜後の國民も經濟戰の戰士としてこの聖戰に参加しよう

#### ▽軍需工場見學

陸軍被服本廠にて  
▽屑を生かさう

#### ▽古新聞もフェルトの草履となる

#### ▽全國職業紹介所は國營に

#### ▽讀者のカメラ(應募寫眞)

内閣情報部編輯發行  
定價、十錢

## 苦心の江上制壓

### 海軍省海軍軍事普及部

陣中に聖戰一周年を迎へた海軍部隊の士氣はいよいよ振ひ、作戰目的の達成に全力を傾注しつつあるが、中支方面においては連日の密雲豪雨を衝いて空陸呼應の廻江作戰が續けられ、航空部隊の果敢なる攻撃と江上部隊の危険を意としない猛進とは、眞に血湧き肉躍るを禁じ得ないものがある。特に、難事中の難事と目された馬場鎮閉塞線の啓開の如きは驚異的成果を挙げたもので、湖口占領の端緒が、これによつて開かれたといふも過言ではない。

南支方面においても連續悪天候を衝いて空襲を續行、福州及び廣東方面軍事施設、粵漢鐵道に對する攻撃は、聊かも手を緩めず、多大の成果を収めつつある。

### 航空戰

七月五日

一 揚子江進攻部隊は、引續き馬場鎮上流各所の機雷原を掃掃し、以後の進出を助けつつある。海軍航空部隊は江上作戰に協力するとともに一方

太湖方面の敵を爆撃した。

二 蘭川少佐の指揮する〇〇機は太湖を反復爆撃、敵集團司令部及び集團部隊を潰滅せしめ、村田大尉の指揮する部隊は太湖附近で敵兵を満載したジャンク十餘隻を爆撃した。又田岡大尉の指揮する部隊は太湖南東地區の敵集團部隊を爆撃、これに潰滅的打撃を與へた。

七月六日

一 中支方面攻撃部隊は、引續き水路掃海及び兩岸の敵兵制壓に協力した。

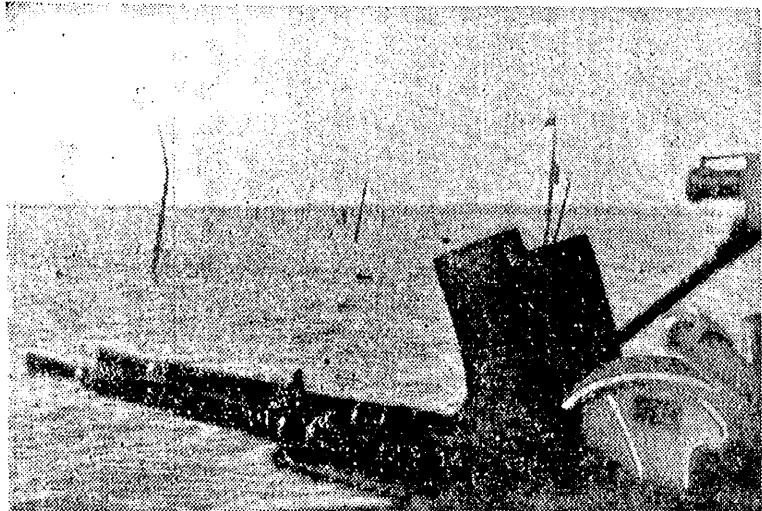
二 一部攻撃部隊は建瓯飛行場を爆撃し、滑走路を爆破した。

三 福州攻撃部隊は兵舎及び無電臺を爆撃し、多大の損害を與へた。

七月七日

一 福州攻撃部隊は敵警備司令部を爆撃、これを潰滅せしめた。

二 廣東方面においては密雲を冒し粵漢鐵道及び三



(閉塞戦を突破して進んだ水面の上より敵の沈没船の船帆を捉へる)

附近の鐵橋並びに防禦陣地を大破し、又廣九鐵道の石龍驛及び同鐵橋を爆破甚大の損害を與へた。揚子江方面においては田家鎮及び九江湖口間の江岸敵陣地を爆破、撃破した。

**江上作戦**

海軍週江部隊及び陸軍〇〇部隊は、六月二十三日頃安慶を進發連日の悪天候を冒し、渦巻く激流を克服し、航空機の果敢なる掩護の下に江上無数の機雷を清掃し、閉塞線を掃蕩啓開し、又到るとにろ頭敵を撃破、江岸要點を占領、海、陸、空三位一體となり共同作戦の實を擧げ、遂に七月四日江岸の要衝湖口を占領した。これより先六月十三日安慶攻略完成するや、揚子江部隊の一部は直ちに水路掃海啓開の週航進撃を開始、翌十四日には早くも江上十五哩を進出、敵の空襲、江岸に連鎖する陣地よりの猛撃を浴び、これを撃退、制壓、進撃しつゝ、二十九日難中の難とせられた馬塘鎮閉塞線啓開に驚異的戦果を収め、下揚子江四百四十哩制壓の偉業を樹てた。本作戦期間に處分せる機雷實に二百五十六に達し、江上部隊及び航空部隊ともに士氣いよいよ旺盛、激刺として進撃を続けつゝある。

七月十日鄱陽湖上に出没した敵魚雷艇一隻は我が砲艦〇〇によつて撃破された。

水飛行場を空襲した。

三 粵漢鐵道攻撃部隊は江口南方において運行中の貨物列車を爆撃し、貨車十餘輛を脱線顛覆せしめ、線路數ヶ所を切斷した。又英德驛構内を爆撃した部隊は線路數ヶ所を切斷した。

四 三水飛行場攻撃部隊は格納庫を大破し、同飛行場滑走路を爆破した。

七月八日

一 中支方面攻撃部隊は、武穴方面敵陣地及び集團部隊を爆撃、これに多大の損害を與へた。安慶方面においては敵飛行機數機宛四回に亘り來襲し來つたがこれを撃退、さらに追撃した我が海軍機は忽ち敵二機を撃墜、艦上、地上防禦砲火により一機を合計三機を撃墜し、敵の企圖を打碎き去つた。我に損害なし。

二 廣東方面攻撃部隊は粵漢鐵道を英德方面において爆撃、線路四ヶ所を切斷、驛倉庫を爆破した。又一隊は英德附近に蟄集せる軍用ジャンク群百隻を爆破した。

七月九日

一 南昌空襲―柘町少佐、中島大尉指揮の大空襲部隊は南昌新舊飛行場を爆撃したが、地上空中ともに敵機を認めず。兩飛行場施設を完膚なきま

でに爆破した。即ち新飛行場格納庫、軍用機整備工場に數十弾命中、五棟を炎焼、舊飛行場においても多數の直撃弾により格納庫群を炎上せしめ飛行場滑走路を爆破、全機無事歸還した。

二 衡陽飛行場を攻撃した三原大尉の指揮する部隊は、密雲の重疊せる天候を征服し、極めて熾烈なる防禦砲火を冒し、飛行場を爆撃、地上にあつた大型、小型十餘機中四機を爆破炎上せしめ二機を撃破、我が方全機無事歸還した。

三 揚子江方面においては海軍航空隊は田家鎮の敵陣地、敵據點を爆破し、これに多大の損害を與へ、又陸軍部隊を支援しその前面の敵兵を各所において爆撃した。

七月十日

一 河南省南部の要衝、信陽飛行場を爆撃、飛行場及び附近の建物に多大の損害を與へたほか、田家鎮江岸附近一帯の敵據點及び江上敵艦船を攻撃大破した。

二 南支方面においては旬日の悪天候漸く晴れたのに乗じ、珠江の關門たる虎門要塞を猛爆した。

七月十一日

南支部隊は密雲低い悪天候を冒し、粵漢鐵道の要點源潭鐵橋を完全に爆破したほか、英德驛及び同驛

### 非常時國民實踐事項

國民精神總動員中央聯盟の決定

國民精神總動員中央聯盟では、聖戦の目的達成のため六月二十三日の政府聲明に基づいて、軍需資材の確保と國民精神の緊張並びに國民體位の向上とを目標として、事變下に緊切な生活様式を定める必要があると、過般來「非常時國民生活様式委員會」を設けて調査を行ひ、研究を重ねてゐたが、七月十四日の理事會で、差し當り實行すべき「國民實踐事項」を決定した。

同聯盟では二つの實踐事項を効果的ならしめるために、官公署、學校、會社、工場、團體、組合、町會、部落會等で特に實行の申合せをさせたり、又「委員會」や「實踐班」を設けて實行の促進を期することになつた。

#### 一 新調見合せ

統制物資は勿論、生活用品は新調を見合せ、有合せで間に合はすこと

#### 二 贈答廢止

盆暮その他の形式的贈答、時候見舞等は斷然廢止すること

#### 三 服裝簡素

服裝は簡素を旨とし、吉凶その他儀禮の場合、平常服でも差支へないことにする

#### 四 宴會制限

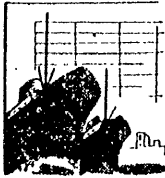
宴會は必要已むを得ざる場合のみに限り、且つ質素を旨とすること

なほ同時に左の上申事項をも決定した。

一 精白米の販賣を禁止するため、更に適當な措置を講ぜられたること

二 各種飲食店、演藝場その他の娛樂機關に對しては適當に營業時間を制限せられたること

三 ネオンサイン等刺戟的の照明は適當に制限せられたること



## パレスチナの擾亂

### 外務省情報部

ア人の騒擾が續けられて來たのである。しかも、ユダヤ人對アラビア人の抗争に端を發した騒擾が、最近に於けるアラビア人の汎アラブ運動の勃興や、地中海を繞る實際情勢の緊迫等の事情によつて、ユダヤ人の排撃運動が、だん／＼排英運動に發展しつゝあるもので、その成行が重大視されてゐるのである。

最近の新聞電報の傳へるところによれば、アラビアの北部、地中海に面する英國委任統治の下にあるパレスチナ(パレスティンともいはれる)に於ける、アラビア人の騒擾が悪化し、七月七日、英國政府はエチプトに停泊中であつた巡洋艦二隻を同地方に急行せしめ、また陸軍一ヶ師團を派遣して鎮壓に努めてゐるが、なほ騒擾は重大化しつゝある模様で、九日には、さらに歩兵三ヶ旅團を増派したといふことである。

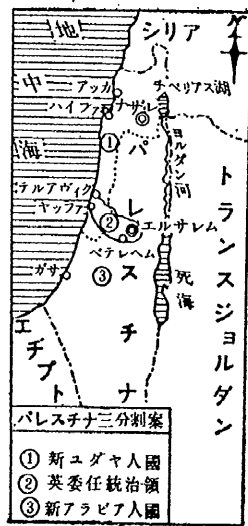
パレスチナはユダヤ人國の建設地として、歐洲大戰の結果定められたユダヤ人の移住地であるが、このユダヤ人國の建設問題を繞つて、過去十數年に亘つて、アラビ

本年の三月、英國の辨務官がアラビア人を誹謗した演説を行つたといふ事件によつて勃發したジェニン地方の騒擾は、全然排英的の叛亂であつて、ために英國の駐屯軍も容易に鎮壓が出來ず、遂に飛行機を以て凄慘な爆撃を敢行したのであつた。爾來、各地に於て罷業、襲撃、衝突、暗殺、投彈等々の血腥い事件が毎日くり返へされ、少からざる犠牲者を出して來たのであつた。しかも、最

近、ユダヤ人側に於て、青年團を武装してアラビヤ人に對抗するに至つたので、いよ／＼事態は悪化し、七月七日、首都エルサレムを初めハイファ各地に於て一齊に總罷業が行はれ、多数のアラビヤ人が各回教寺院に集つて、頗る不穏な情勢を示したので、エルサレムに於ては八日から消燈令が布かれ、ハイファ港には英國巡洋艦エメラド號が急航し、陸戦隊を揚げて鎮壓に努めるに至つたと報せられてゐるのである。

二

パレスチナは、北はシリアに接し、東はトランス・ジョルダンに接し、西南はエジプトに連る昔のガリラヤ、サマリヤ及びユダヤの地であり、ユダヤ人に取つては忘れらるることの出来ない聖都エルサレムの在るところであり、ユダヤ王國繁榮の地である。また、キリスト生ひ立ちの地であるナザレ、傳教の中心であつたカペナウ、最初の奇蹟を行つたカナ等は何れも北方のガリラヤに在り、またサマリヤ婦人に傳道を行つたスカルの町はサマリヤにあつて、何れもキリスト教徒の聖地とされてゐるのである。



(34)

エルサレムを中心としたエルサレム區、北方のハイファ區及び南方のヤッファ區の三地方に分たれてをり、A式委任統治に屬するこの土地の行政は、委任統治の行政とパレスチナの行政との二重制度となつてをり甚だ複雑であるが、大體英國政府の任命した最高委員が總ての行政を指導し、英國軍隊が治安の任に當つてゐるのである。

三

ダビデ王朝によつて平和の都エルサレムが建設されて、ユダヤ國の榮華を誇つたのは約三千年の昔であるが、このユダヤ國はその後五百年にしてバビロニアのために亡ぼされてしまつたのであつた。その後、この地方は十三世紀時代に回教徒の侵入を蒙り、遂に一五一七年にはトルコに征服され、以來、歐洲大戰までトルコの領土であつた。歐洲大戰が勃發するや、一九一七年、アランビー將軍の率ゐる英軍によつて占領され、大戰後には、トルコから解放されて、この地にユダヤ人の祖國再建が許されることとなり、英國の委任統治となつて、今日に及んでゐるのである。

ユダヤ王國が亡んで、パレスチナを追はれたユダヤ人は、全世界に散在し、祖國を持たない民族として、永い間、各國に於て排斥虐待されて來たのである。そこで、ユダヤ民族の母國を再建しなければならぬといふ運動は既に古くから起つてゐた。一八九六年に、テオドル・ヘルツはトルコ政府の許可を得て、パレスチナにユ

ダヤ國を再興すべしといふことを唱へて、ユダヤ民族の運動を起し、翌一八九七年には、スイスのバーゼルに於て第一回のユダヤ民族大會を開き、建國の基金を設けることを決議し、大いに各方面に働きかけた。かくて一九三〇年、第六回の大會に至つて、英國政府もその主旨に賛成して、東アフリカに適當な土地を物色すべく、調査委員を派遣することを發表したのであつた。ところが歐洲大戰が起るや、ユダヤ人は聯合國側に加はつて同盟國側と戦つたので、その功績が認められ、一九一七年、英軍がパレスチナを占領するや、十一月二日、有名なバルフォア宣言が發表されて、ユダヤ人をしてパレスチナにユダヤ國を建設せしめることが決定したのであつた。かくて、一九二二年七月の國際聯盟理事會に於いて、パレスチナを英國の委任統治に決定したので、英國政府は、一九一七年のバルフォア宣言を再確認し、シオニスト團體をユダヤ人の代表機關と認め、ユダヤ國の建設について、パレスチナ政府と協議すべき権限を與へると共に、パレスチナの市民権はアラビヤ人たるユダヤ人たるを問はず、二年以上引續き居住することによつ

(35)

て與へられるといふことを決定したので、全世界の各地から、ユダヤ人は續々パレスチナを目指して集まつて来るやうになつた。

#### 四

バルフォア宣言によつてユダヤ人は宿望を達したのであつたが、パレスチナのアラビヤ人は猛烈に反對した。これが今日に至るまで十數年間に亘つて絶えず続けられてゐるアラビヤ人騷擾の原因である。元來、回教徒のアラビヤ人と、ユダヤ教のユダヤ人とでは、宗教上からも、當然紛争が起る筈であるところへ、ユダヤ人が續々と入り込んで来て、アラビヤ人の土地を買ひ、投資をし、産業を開發して著々と經濟上政治上の實權を握つて、やがてはアラビヤ人を支配しようといふ勢ひであるから、アラビヤ人の反感は先づユダヤ人排斥といふ形で爆發し、やがてそれが擴大して、遂にバルフォア宣言の取り消し、英國委任統治の廢止を主張し、排英運動にまで發展して來たといふのは、已むを得ない自然の勢ひである。

即ちユダヤ人のパレスチナ歸國が始まつて以來、不毛の土地は開墾されて農園となり、大戰以前には一臺もなかつた自動車が行き交はる所の沙漠を走つてをり、衛生状態は改善せられ、大學は創設されて文化は向上し、商業は發展し、貿易は増加し、パレスチナの財政は大いに豊かになつたのであるが、その反面には、一九二一年には僅か九五%であつたユダヤ人は、一九三七年には三〇%に増加してをり、ドイツに於けるナチス政權の出現以來特に歐洲方面からのユダヤ人入國者が増加し、一九三六年には六萬二千人に及んでゐる。またユダヤ人所有の土地も、一九二五年には八十四萬四千ドゥヌム（ドゥヌムは四分の一エーカー）であつたのが、一九三六年には百三十三萬二千ドゥヌムに増加してゐる。かうした傾向はやがて、アラビヤ人が、經濟的にユダヤ人の支配に服さなければならぬ日が來ることを示してゐるのだといふのがアラビヤ人側の憂へてゐるところである。かうした經濟問題が根柢となつてゐるので、アラビヤ人の排ユダヤ人運動はますます深刻となつて來るのである。

(36)

#### 五

今日ではアラビヤ人の街になつてゐる首都のエルサレムの中央に、三千年の昔、ユダヤ王ソロモンの榮華を誇つたヘロドの神殿の一部であつた禮拜堂が残されてゐるのであるが、この禮拜堂は、ユダヤ國繁榮の數世紀の間は、正統ユダヤ教の最も神聖な禮拜堂として全ユダヤ人の信仰の中心であつたが、ユダヤ國の滅亡の後には、全世界に散在してゐるユダヤ人が、年々巡禮の目的となつて、巡禮者はこの禮拜堂の壁に取り纏つてユダヤ國の滅亡を嘆き、祖國の復興を祈つて涙を流すところから、この壁が『嘆きの壁』と呼ばれてゐるのである。

ところが、この禮拜堂の周りの土地が今日では全部アラビヤ人の所有地であるところからこゝに問題が起るのである。トルコ時代には自由に巡禮者が近づき得たこの『嘆きの壁』も、ユダヤ國の再建が決定されて、英國の委任統治となつた以後には、却つて近づけないやうな事になつてしまつたのである。殊に、英國の委任統治になつてから、この『嘆きの壁』の通路を、公道としてアラビ

ヤ人に開放したので、いよ／＼ユダヤ人とアラビヤ人との感情は激化せざるを得なかつた。

かうして一九二五年には、この『嘆きの壁』を繞つて兩者の衝突が勃發したが、それ以來、この『嘆きの壁』が問題の中心となり世界的に有名となつた。一九二八年にも『嘆きの壁』を繞つて兩者の大衝突が起り、忽ち全國に大衝動を興へ、エルサレムの南方にあるアブラハムヤコブの墓の残つてゐる世界聖地の一つとして有名なヘブロンでユダヤ人の虐殺が行はれたのであつた。

翌一九二九年の八月にもエルサレムに於て大衝突が起り、忽ち各地に波及して大擾亂となり、英軍の出動を見るに至つた。かくて翌三〇年の二月にも勃發し、爾來、騷亂は繼續性を帯び、毎年のやうに衝突、擾亂を續けて來たのであつたが一九三六年に至つて、從來のユダヤ人排斥から排英運動に轉じ、四月から十月に亘る大擾亂を現出したのであつた。

(37)

#### 六

一九三六年の四月に勃發した擾亂は、當時シリアに於

ける獨立運動を初め、アラビア各地に漲りつゝあつたアラビア國の建設運動に刺戟されたものであると共に、地中海に於ける英伊の抗爭等、歐洲に於ける國際情勢の影響を受けたもので事態は頗る重大視された。

英國政府は、有力なる軍隊を派遣して擾亂を鎮壓すると共に、ピール卿を首領として調査委員を現地に派遣して、二ヶ月に亘つて詳細なる調査を行はしめた結果、根本的な解決案を研究せしめた。ピール卿の報告は昨年七月に發表されたのであつたが、その報告中に考慮されたところの根本的解決案なるものは、

- (一) 北部の地方にユダヤ人の獨立國を作ること
- (二) エルサレム、ベツレヘム及びナザレのキリスト教徒の三聖地は永久に英國の委任統治とすること
- (三) ハイファ、アックル及びチベリウス等のユダヤ人アラビア人の混住地方は暫定的に英國の委任統治とすること
- (四) 以上の他の地方はフランス・シヨルダンに合併してアラビア人の獨立國を作ること

といふのであるが、この案に對して、アラビア人は、僅か三〇％に足りないユダヤ人のために一つの獨立國を作

るといふ點に於て、頭から反對であるが、またユダヤ人側に於ても、キリスト教徒の保護國である英國が、エルサレムを統治し、その上にユダヤ人の憧れであるナザレとテイベリヤとを委任統治とし、ベツレヘムを結ぶ廻廊並びにハイファ港を英國の領有としたこと等について、バルフォア宣言に反したものであると、これまた反對をしてゐるのである。

今度の擾亂に對しても、英國政府は目下現地に調査委員を派遣してゐるので、その報告を俟つて善處する豫定であるといはれてゐるが、以上のやうな永い歴史と深刻な事情を持つアラビア人の擾亂が、決して簡單には解決出来ないことは明らかである。アラビア人側は上述のやうに、バルフォア宣言の取消し、委任統治の廢止を要求してをり、しかも、汎アラビア運動が益々熾烈にならうとしてゐる情勢から推測すれば、結局は、シリヤ、エジプト、イラク等の隣接諸國に於けるアラビア諸國と同様な途を進むのではあるまいかと見られてゐるのである。

## 戰時經濟の三大目標

(池田商工大臣訓示要旨)

### 輸出振興、物資の需給調整、物價調整

御承知の通り我が皇軍は連戰連勝、其の武威を中外に宣揚して居りますが、未だ將政權を徹底的に覆滅するに至らず、事變は正に長期戦の段階に入つて居るのであります。假りに此の事變が近き將來に於て終熄すると致しましても、大陸に於ける戦後の經營並びに向後に於ける國防力充實のためには、今後一層舉國一致して非常な努力を拂はねばならないと考へるのであります。従ひまして、一方に於て此の事態を國民一般に充分に認識せしめて其の決意を促しますと同時に、政府に於きましても、國家總力の擴充強化を期しますため急速に各般の措置を講ずる必要緊切なものであると信するのであります。殊に最近の情勢は去る六月二十三日の政府の聲明に於ても明らかであります通り、現在の國際收支の見透し及び戦局の擴大に伴ふ軍需の増加に因りまして、物資の需給調整計畫に大修

正を加ふるの余儀なきに立ち至りましたので、政府に於ては之に即應して諸般の對策を緊急に斷行して參らねばならなくなつたのであります。この故に茲に再び經濟部長會議を開催し、戰時經濟政策に對する政府の所信を開陳して各位に一段の御努力を煩はすことと相成つた次第であります。

我が國現下の經濟政策の根本方針は、當面の戰爭遂行に必要な諸般の物資を充足し且つ將來に備ふる國防力を強化するため、日滿支を一體とする戰時經濟體制の整備を期するに在りますことは申述べる迄も無いところであり、我が國現下の經濟情勢に鑑み、就中緊急を要するものは輸出振興、物資の需給調整並びに物價調整の三點であります。

先づ輸出の振興につきましては、本年の貿易狀況を見ますに此の五月末迄の輸出額は十億六千八百餘萬

圓でありまして、之を前年に比べますと一割八分を減少して居ります。而して右の輸出額には所謂圓ブロック即ち關東州、滿洲國及び北支、中支向の輸出額を包含して居りますから、之を除外しますると眞の輸出額は約五億八千三百萬圓で前年に對する減少率は實に三割五分と相成るのであります。かやうな輸出不振の原因と致しましては原料品の手當難、國內の物價高、海外の不況、對日感情の悪化等が挙げられるのでありまして、之に對しては極力是正の方策を講じなければなりません。其の内特に當面の重要問題は輸出品の原料の輸入を如何にして確保するかに在ると考へられます。原料品の輸入に關しましては從來其の手續に圓滑を缺く嫌がありましたので、取敢へず先般大藏省爲替局の一部を商工省の廳舎に移して事實上兩省の關係職員が一體となつて執務し、爲替許可事務と輸入許可事務との緊密なる連絡を圖ることと致しましたが、更に一步を進めて輸入に關する手續を簡易化するために、輸入許可制及び爲替許可制を一元化して單一なる許可制度とすべく目下考究中であります。又輸出品の原料の輸入を確保するために輸出品の國內消費に流入することを極力阻止して輸出を促進すると共に、原

料品の輸入は製品の輸出と睨み合せて可及的に之を認めると云ふ方針に依ることとしたのであります。而して之がためには製品の輸出と其の原料の輸入とを緊密に連繫せしむる所謂リンク制に依るのが最も適當と思はれまするので、綿製品、羊毛製品等については商品別のリンク制を實施することとし、其の他の各種の商品については其の輸出金額の範圍内に於て當該輸出品の原料たるものと否とを問はず各種の物資の輸入をなし得る所謂綜合的リンク制の採用についても目下考究中でありまして、又現行の保税工場制度、戻税制度の機能を増充すると共に、原料の輸入から製品の輸出に至る過程を監視するための特殊工場制度等についても研究を進め極力輸出の増進を促進することに努力して居ります。なほ關東州、滿洲國及び北支、中支に對する輸出を如何に調整すべきかについても目下現地の事情等を併せて考慮して遺憾無きを期せんとして居ります。

力の關係から民需の輸入調整、消費統制を極力強化しなければならぬことと相成つたのであります。事變の勃發以來一つは産業界に急激な衝擊を與へまいと云ふ考慮と、もう一つは經濟的に調整機構の整備が間に合はなかつたと云ふやうな關係から、最近迄は大體に於きまして民間業者の自治的統制方法を主體として政府は之に指導監督を加へると云ふ方法を探り來つたのであります。而して此の方法は一面に於て民間の創意を尊重しつゝ統制を行ひ得る妙味もありますが、反面に於きましては統制を素す者に對する法的制裁を缺くために折角の調整方策も充分に効果を挙げ難い弊害もあつたのであります。従ひまして時局の進展に伴ひ、國內の需要、供給を計畫的に調整せねばならぬ必要が一層加重せられた此の下半期以降に於きましては、法令の發動に依る配給機構の整備及び物資の使用制限に關する各般の對策を躊躇なく強行する必要があると信ずるのであります。即ち鐵鋼、銅其の他の非鐵金屬、石油、石炭、棉花、羊毛、麻、皮革、ゴム、木材、重要化學藥品、パルプ、紙等の重要物資の需給調整については國內に於ける使用制限を強化しますと共に、此等の物資を適確に軍需用、生産力擴充用等時局に緊要な

用途に向けしめるやう配給の統制を一段と強化することとしたのであります。先般實施した綿、皮革等に關する諸般の措置の如きも其の趣旨に出でたものであります。なほ物資の需給を調整しますためには上述した方策の外に生産力の擴充を極力促進するは固より、消費の抑制せられた方面に於ける代用品の研究、使用を奨励し、或ひは重要物資の廢品回収に努むる等諸般の對策、施設を擴充強化して行かねばならぬと考へて居ります。

次に物價問題は軍事豫算の遂行、爲替相場の維持、輸出の増進、國民生活の安定等と極めて密接な關係を有して居ります。物價騰貴の抑制は實に戦時經濟運行の要訣と申すも敢へて過言ではないのであります。物價問題の解決については最も苦心を重ねて居る次第であります。即ち暴利行爲については事變勃發後改正致しました暴利取締令の運用に依り之を抑制すると共に、或る種の物資については最高價格制を設けて來たのであります。此等物價對策の具體化については去る四月設置せられました中央物價委員會に於て鋭意審議を進めて居る次第でありまして、既に綿製品、麻製品、木材、皮革製品、工業藥品、ゴム製品等について



標準最高価格の決定を見ましたので、今後は之を基準として物價の取締を行つて行くことと相成つたのであります。今後とも公定價格又は標準價格の制度及び價格引上の禁止は物價委員會の活動と相俟つて之を擴充して行く意向であります。更に進んでは物價の引下をも考慮する必要があらうと思料致すのであります。しかしながら物價對策は他の諸方策と關聯する所多く、殊に物資の需給調整方策と切り離して考へることは出來ないものであります。配給、消費の方而等あらゆる角度から綜合的に對策を講じて行きたいと思ひます。

なほ上述の物價對策を遂行して行くためには物價の嚴正なる監視乃至取締を必要と致しますが故に、政府は取敢へず多數の物價調査員を全國に配置することとしたのであります。更に物價の取締のみならず、配給統制、消費統制等の徹底並びに其の違反取締の嚴正を期しますためには急速に夫々の機構を擴充整備する要がありますので、之が對策については内務省とも緊密な連絡を圖り目下鋭意考究中であります。第一線に在つて物價取締其他各般の經濟統制の實施に當られる各位に於かれましては特に此の點に留意せられ、

取締の勵行に萬遺憾なきを期せられたいと存するのであります。

最後に以上申述べました各種物資の配給統制及び消費統制を強化して参りますと、所謂平和的中小商工業者中には事業の縮小休止を餘儀なくせられるものも發生し、延いては失業問題を惹起することが豫想せられるのであります。之に對しては軍需工業、輸出工業、代用品工業等への轉換に極力努める方針でありまして、關係方面とも協議の上社會政策的見地よりも適切な措置を講じたいと考へて居る次第であります。以上申述べました所は何れも現下に於ける喫緊の要務と信するのであります。各位並びに一般國民の深甚なる理解と協力なくしては到底所期の目的を達成し難いのであります。各位は宜しく政府の意の在る所を諒得せられ、本會議に於ても隔意なく所見を披瀝せらるゝと共に、御歸任の節は汎く管下に現下の時局並びに經濟動向を充分に認識、理解せしめられ以て朝野一致、中央、地方相率めて長期戦下に於ける國防經濟の整備、運行に遺憾なきを期するやう指導、督勵に努められんことを切望して已まないものであります。

一七月十一日、經濟部長會議に於て一

### 最近公布の法令

#### 内閣官房總務課

- 昭和八年勅令第七十四號實動局二臨時職員増置ノ件改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百二十四號)
- 高等官官等傳給令中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百二十五號)
- 奏任文官特別任用令中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百二十六號)
- 大正九年勅令第五百五十六號造船、造機、造兵又ハ土木建築ノ事務セシムル爲海軍艦政本部等二臨時職員設置ノ件中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百二十七號)
- 支那事務に關し造船、造機、造兵又ハ土木建築ノ事務に從事せしめるため、技師百九十二人、書記九十八人、技手五百四十三人を臨時増置したものである。
- 海軍經理學校令中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百二十八號)
- 海軍經理學校生徒教程を經ない海軍主計少尉候補生に海軍經理學校補修學生を命ずることとするため必要な改正を行つたものである。
- 海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校生徒採用年齡ノ特例ニ關スル件 (六月二十二日公布勅令第四百二十九號)
- 當分の間、海軍兵學校、海軍機關學校及び海軍經理學校の生徒に採用する者の年齢は、各該學校の規定に拘らず海軍兵
- 學校及び海軍機關學校の生徒は十五年以上十九年以下、海軍經理學校の生徒は十五年以上二十一年以下とする特例を設けたものである。
- 商工省官制中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十號)
- 距離制タキシーメーターの檢定開始及び有價證券取締法の施行に伴ふ檢定及び取締並びに同法實施に關する事務に従事する事務官二人、屬五人及び技手二人の増員を行つたものである。
- 物價委員會令改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十一號)
- 關東局視察官特別任用令中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十二號)
- 國民健康保險法施行期日ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十三號)
- 國民健康保險委員會規程 (六月二十二日公布勅令第四百三十四號)
- 國民健康保險委員會職員旅費手當支給規則 (六月二十二日公布勅令第四百三十五號)
- 國民健康保險法(昭和八年)を昭和十三年七月一日より施行し、これに伴つて國民健康保險委員會の組織、審査の手續、意見書中の手續、斡旋の手續に關し規定を設け、且つ同委員會の會長及び委員に對しては旅費及び手當を支給する必要があるので、その額及び支給方法につき定めたものである。

◇昭和十一年勅令第五十八號商品券取締法第二條第一項ニ規定スル權利ノ實行ニ關スル件ノ改正ノ件

六月二十九日勅令第四百三十六號  
商業組合法の改正に伴つて(昭和十一年勅令第五十八號)同法による商品券について商品券取締法により辨濟を受ける權利の實行に關し規定したもので、商品券の發行者たる商業組合及びその組合員が商品券の引換をなすことが出来ない場合、又はその引換を停止した場合は、商品券の所有者はその發行者の主たる事務所を管轄する區裁判所に商品券取締法に規定する辨濟に關する權利の實行の申立をなすことが出来る。

◇重要礦物増産法及同施行令の一部を樺太に施行することにしたもので六月二十五日より施行された。

◇樺太廳醫院官制中改正ノ件 六月二十五日勅令第四百三十八號  
南洋廳醫院官制中改正ノ件 六月二十五日勅令第四百三十九號

◇監獄官制中改正ノ件 六月二十九日勅令第四百四十二號

◇名古屋刑務所拘留場の新築に伴つて、これを同刑務所から分離獨立せしめ名古屋拘留所とすることとし、又これに伴ひ事務處理のため典獄補一人と看守長一人を増員したもので、七月一日より施行せられた。

◇南洋廳熱帯産業研究所官制中改正ノ件 六月二十九日勅令第四百四十一號

◇保險院官制中改正ノ件 六月二十九日勅令第四百四十二號  
國民健康保險法施行(七月)のため、これを保險院の所管事項中に明記し、本事務に従事する職員として書記官一人、理事

官二人、技師一人、屬八人及び技手一人を増員し、又簡易生命保險及び勞働者災害扶助責任保險事業の膨脹に伴ひ書記官一人、簡易保險事務官一人、屬六人、書記三十八人、技手二人及び書記補五十一人を増員したものであつて、七月一日より施行せられた。

◇恩給金庫法施行令 六月二十九日勅令第四百四十三號  
恩給金庫法の施行に伴ひ恩給金庫の出資證券、恩給積蓄券、恩給又は勤章年金の擔保の實行及び恩給金庫のなすべき登記に關し規定を設けたものである。

◇社會事業法施行期日ノ件 六月二十九日勅令第四百四十四號  
社會事業法第一條ノ規定ニ依ル事業指定ノ件 六月二十九日勅令第四百四十五號

◇社會事業法第十三條ノ規定ニ依ル市指定ノ件 六月二十九日勅令第四百四十六號

社會事業法(昭和七年)を七月一日より施行し、同法第一條第五號により隣保事業、長期患者の慰安事業及び助葬事業を同法の適用される事業に指定し、且つ第一條但書によつて同法の適用を除外する事業を指定し、又同法第十三條により、主務大臣が社會事業の經營を命ずることを得る市を東京市、京都市、大阪市、廣州市、神戸市、名古屋市と指定したものである。

◇中央社會事業委員會官制 六月二十九日勅令第四百四十七號  
社會事業法第八條によれば中央社會事業委員會に關する規程は勅令を以て定められることとなつてゐるので、これに基づいて制定されたもので、本委員會は厚生大臣の監督に屬し同法第七條及び第十三條によりその權限に屬せしめられた事項(主務大臣が社會事業を經營する者に對し本法の適用

を受ける社會事業を經營することを禁止又は制限する場合並びに道府縣及び勅令を以て指定する市に對し社會事業の經營を命ずる場合本委員會の意見を聞くこととなつてゐる)を調査審議し、又厚生大臣の諮問に應じ社會事業に關する重要事項を調査審議し、會長(厚生大臣)及び委員四十五人以内を以て組織し、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

昭和十三年法律第六十一號職業紹介法改正法律  
施行期日ノ件 六月二十九日勅令第四百四十八號  
職業紹介法施行令改正ノ件 六月二十九日勅令第四百四十九號  
昭和十三年法律第六十一號職業紹介法改正法律(昭和十三年七月一日より施行し、これに伴つて職業紹介法施行令の全部改正を行つたものである。

職業紹介所官制 六月二十九日勅令第四百五十號  
職業紹介所ニ臨時職員増置ノ件 六月二十九日勅令第四百五十一號  
地方待遇職員令中改正ノ件 六月二十九日勅令第四百五十二號

職業紹介法第四條の規定により職業紹介所並びに聯絡委員の組織權限等に關し規定したもので、職業紹介所は厚生大臣の管理に屬し職業紹介事業その他職業紹介に關する事務を掌り、職業紹介所に通じて、所長、職業主事百六十五人(委任待遇)職業技師二十八人(委任待遇)職業主事補六百五十九人(判任待遇)の職員を置き、臨時職員として職業技師十九人、職業主事補八百三十八人、及び職業技師二十一人(判任待遇)を附置し、これらの職員は何れも待遇職員として地方待遇職員令を適用することとしたものであつて、何れも七月一日より施行せられた。

職業紹介委員會官制 六月二十九日勅令第四百五十三號  
諸調査會等ノ職員旅費支給規則中改正ノ件 六月二十九日勅令第四百五十四號

昭和十三年法律第六十一號職業紹介法改正法律第六條の規定に基づいて職業紹介委員會に關する規程を定められたもので、職業紹介委員會は中央職業紹介委員會及び道府縣職業紹介委員會の二とし、中央職業紹介委員會は厚生大臣の監督に屬し、厚生省にこれを置き、會長(厚生大臣)及び委員二十人以上を以て組織し、道府縣職業紹介委員會は地方長官の監督に屬し、道府縣毎にこれを置き、道府縣の名を冠し、會長(地方長官)及び厚生大臣の定める員數の委員を以て組織し、兩者とも必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとし、これに伴つて従來存してゐた昭和十一年勅令第二百八十一號職業紹介委員會官制を廢止したものである。なほ本委員會豫算の實行として支給することとしたので、これに關する所

要の改正を行つたものであつて、兩勅令とも七月一日より施行せられた。

庶民金庫登記令 六月二十九日勅令第四百五十五號  
庶民債券令 六月二十九日勅令第四百五十六號

庶民金庫法(昭和八年)第七條により庶民金庫の設立、事務所の設置、及び移轉、代理人の選任、庶民債券の拂込等の場合の登記に關し必要な事項を規定し、又同法第二十七條により庶民債券の發行應募引受、拂込及び賣出等に關し必要な事項を規定したもので何れも七月一日より施行せられた。

有價證券取締法施行期日ノ件 (六月二十九日勅令第四百五十七號)

有價證券取締法ニ依ル有價證券ノ種類及免許ノ件 (六月二十九日勅令第四百五十八號)

有價證券取締法(通稱第八)ノ施行期日を七月一日とし、これに伴ひ同法第一條第二項及び第四條第二項の規定により有價證券の種類及び免許料を定めたものである。

有價證券引受業法施行期日ノ件 (六月二十九日勅令第四百五十九號)

有價證券引受業法第一條第二項ノ規定ニ依リ有價證券ノ種類ヲ定ムルノ件 (六月二十九日勅令第四百六十號)

有價證券引受業法(通稱第八)ノ施行期日を七月一日とし、これに伴ひ同法の規定により有價證券の種類を定めたものである。

日本國「アメリカ」合衆國間小包郵便約定 (六月二十九日勅令第四百六十一號)

我が國と「アメリカ」合衆國と兩國間之小包郵便關係を改善するため締結せられたるもので、小包の交換、繼越、包裝、禁制(小包郵便に依り送達することを禁止する定)、價格表、關稅、轉送、不能配達、損害賠償その他各種の事項が協定せられてゐる。この約定は本年七月一日から實施せられ、兩國郵政廳の一方がこれを終了せしめる意思を他方に通告した日より六月の期間満了に至るまで效力を有する。昭和十三年法律第十三號漁業法中改正法律ノ一部施行期日ニ關スル件 (六月三十日勅令第四百六十二號)

昭和十三年法律第十四號產業組合中央金庫法中改正法律ノ一部施行期日ニ關スル件 (六月三十日勅令第四百六十三號)

昭和十三年法律第十四號中漁業組合聯合會及び漁業協同組合

合の産業組合中央金庫に對する加入、同金庫の資本金増加、評議員の増加並びに餘裕金運用としての短期貸付の範圍の擴張等に関する改正規定を七月一日より施行し、これに伴つて昭和十三年法律第十三號中第四十四條ノ二(漁業組合聯合會が所屬の組合又は聯合會のために債務の保證をなすことを得る規定)の規定も七月一日より施行することとしたものである。

内閣所屬部局及職員官制中改正ノ件 (七月一日勅令第四百六十三號)

恩給金庫の設立に伴つて恩給局の所掌事項に恩給金庫に関する事項を加へ、又恩給制度の改善調査及び恩給金庫の監督等に關する事務に従事せしめるため恩給局に書記官一人及び屬四人を増員したものである。

外務省官制中改正ノ件 (七月一日勅令第四百六十四號)

外務部内臨時職員設置制中改正ノ件 (七月一日勅令第四百六十五號)

在外公館職員定員令中改正ノ件 (七月一日勅令第四百六十六號)

在外公館費用條例中改正ノ件 (七月一日勅令第四百六十七號)

在外公館費用條例中改正ノ件 (七月一日勅令第四百六十七號) 外事警察、外交、通商事務等の事務増加に伴ひ、外務本省に書記官、事務官、技師、屬を、在外公館に書記官、通譯官、領事、副領事、書記生等を増員し、又在張家口總領事館、綏遠出張所所在地名を厚和と改稱せられたのに伴つて、在外公館費用條例中別表第二表任所の欄中右任所名の改正を行つたものである。

大藏省官制中改正ノ件 (七月一日勅令第四百六十八號)

庶民金庫法、恩給金庫法及び有價證券引受業法の施行等に伴ひこれらに關する事項を大藏省銀行局所管事項に明記するため改正を行つたものである。

水戸陸軍飛行學校令 (七月一日勅令第四百六十九號)

新たに水戸陸軍飛行學校を設けたもので、同校に於ては學生に航空關係の通信及び火器に關する學術を修得せしめ、通信、戰技その他に従事する航空兵科現役下士官とすべき生徒及び下士官候補者を教育し、又通信、對空火器等に關する調査、研究、試験を行ひ、その他航空に關する地上勤務に従事する航空兵科幹部候補生たる生徒に必要な教育を行ふことになつてゐる。學生は通信學生、火器學生、下士官學生の三種で通常毎年一回入校せしめ、生徒は通信生徒、特種生徒、幹部候補生の三種で、通常通信生徒、特種生徒は毎年二回、幹部候補生は毎年一回入校せしめ、又下士官候補生は各隊より分遣する航空兵科の者を以てこれに充て通常毎年二回入校せしめる。

陸軍航空整備學校令 (七月一日勅令第四百七十號)

新たに陸軍航空整備學校を設けたもので、同校に於ては學生に航空兵器の整備に關する學術を修得せしめ、航空兵器の整備に従事する航空兵科現役下士官とすべき生徒を教育し、その他航空兵器の整備又は航空技術に従事すべき航空兵科幹部候補生たる生徒に必要な教育を行ふことになつてゐる。學生は航空兵科下士官を以てこれに充て、通常毎年一回入校せしめ、生徒は技術生徒(整備班)と幹部候補生(整備班)とを以ての二種で、通常前者は毎年二回、後者は毎年一回入校せしめる。

東京陸軍航空學校令中改正ノ件 (七月一日勅令第四百七十一號)

水戸陸軍飛行學校及び陸軍航空整備學校の新設に伴つて、東京陸軍航空學校の教育範圍に所要の改正を行つたものである。

中央航空研究機關設立委員會官制 (七月一日勅令第四百七十二號)

航空に關する技術の綜合的高次の應用研究機關の設立準備に關する重要事項を調査審議するため、中央航空研究機關設立委員會を設置したもので、本委員會は選任大臣の監督に屬し、會長一人(選任大臣)及び委員三十人以内を以て組織せられ、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くこととなつてゐる。

醫藥制度調査會官制 (七月一日勅令第四百七十三號)

醫藥機關の普及、整備統制及び醫療費の合理化その他醫事制度、藥事制度の改善に關する重要事項を調査研究するため醫藥制度調査會を設置したもので、本調査會は厚生大臣の監督に屬し、會長一人(厚生大臣)及び委員四十人以内を以て組織せられ、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くこととなつてゐる。

總動員補償委員會官制 (七月二日勅令第四百七十四號)

國家總動員法の施行に伴ひ、國家總動員法第二十九條の規定に基づき制定されたもので、本委員會は内閣總理大臣の監督に屬し、會長一人及び委員二十人以内を以て組織せられ、又軍需工業動員法昭和十二年法律第八十八號の廢止に依つて軍需評議會規程を廢止したものである。

露光量違いにより重複撮影

▽官廳刊行物だより△

◆昭和十三年度帝國豫算提要(大藏省主計局編纂) 昭和十三年度一般會計及び各特別會計豫算の概要、同豫算重要事項概要説明 四〇九頁(發行、内閣印刷局、價七十五錢、送料内地十錢、外地實費)

◆昭和十三年度帝國歳入歳出豫算(大藏省主計局) 四一〇頁(發行、内閣印刷局、價七十錢、送料内地十錢、外地實費)

◆輸出入品に關する臨時措置に關する法律及び關係法規彙集(時局關係物資の供給調整に關する法規彙集)(一)(臨時物資調整局) 二〇九頁(發行、内閣印刷局、價八十錢、送料内地六錢、外地實費)

◆サラワツク王國事情(海外拓殖事業調査資料第三十七號)(拓務省拓務局) サラワツク王國はボルネオ島の西北部を占め英國の保護國で土人發族の住む未開の國である。我が同胞の活動事情、外人の企業、地勢、氣候、商工業、教育、宗教等について調査し關係方面の參考に資したるもの、二〇八頁(發行、拓務省拓務局、關係方面の申込に限り送付)

週報最近號主要内容

第八十七號

- ▽貯蓄報國の途
- ▽輝く貯金村物語
- ▽貯蓄組合はかうしてつくる
- ▽新記録の郵便貯金
- ▽開封城の陥落
- ▽徐州會議參加者の手記
- ▽歐洲大戰と列國の貯蓄運動
- ▽貯蓄組合規約の一例

第八十八號

- ▽物價對策
- ▽日露戰爭當時の貯蓄組合
- ▽敵、黃河を決壊す
- ▽要衝安慶を衝く
- ▽鄭州の經濟的地位

第八十九號

- ▽物資動員と國民生活
- ▽新興蒙疆を語る
- ▽農村に展開する勤勞奉仕運動
- ▽一擧濟山を攻略す
- ▽長江作戰進展す
- ▽廣東煤礦の波紋

第九十號

- ▽事變一周年に際し全國民に訴ふ
- ▽經濟の備へ
- ▽大陸作戰の戦果
- ▽制海制空の一年
- ▽波瀾の外交戰
- ▽南島に敵空軍を斥る
- ▽サンヂャク問題一段落
- ▽收斂支那の裏面に拾ふ

第九十一號

- ▽事變一周年に際し賜はりたる物語
- ▽國際收支の概況と其の對策
- ▽傷兵保護事業
- ▽躍進、湖口を衝く
- ▽南昌に敵空軍を斥る
- ▽サンヂャク問題一段落
- ▽收斂支那の裏面に拾ふ

週報	定價	申込所	御注意
昭和十三年七月二十日印刷發行	一部 五錢 一ケ年(前金) 二圓四十錢	内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三五一)九 振替東京一九、〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區保町一ノ三 振替東京九三九〇番 各書店・驛賣店	▲本誌より購取の場合は必ず「御座る御座り」の旨を明記すること。且つ右購取料を内閣情報部逓信課郵政三課御送付下さい。 ▲本誌記事の無断転載は御断り致します。 ▲掲載記事に對する御答復や掲載に關しての御意見も内閣情報部逓信課宛宛お知らせ下さい。



貯蓄報國の一方法として生命保険を御利用になりますときは、それは同時に家庭安泰の礎ともなつて一擧兩全の成果を收められることが出来ます。

本社 東京日比谷  
愛國生命 保險料断い安てし

**貯蓄報國**  
**家庭安泰**

貯蓄報國の一方法として生命保険を御利用になりますときは、それは同時に家庭安泰の礎ともなつて一舉兩全の成果を収められることが出来ます。

呈贈書内案

社本 谷比日京東 **愛國生命** の料險保 い安てし断

官廳刊行物たより

週報最近號主要内容

報

昭和十三年度帝國稅算提議書(第六百一十號) 第八十七號

各種出入口品に關する臨時措置に關する法律 第八十九號

及び關係法規彙 第九十號

第九十一號

第九十二號

第九十三號

第九十四號

第九十五號

第九十六號

第九十七號

第九十八號

第九十九號

第一百號

第十號

第十一號

第十二號

第十三號

第十四號

第十五號

第十六號

第十七號

第十八號

第十九號

第二十號

第二十一號

第二十二號

第二十三號

第二十四號

第二十五號

第二十六號

第二十七號

第二十八號

第二十九號

第三十號

第三十一號

第三十二號

第三十三號

第三十四號

第三十五號

第三十六號

第三十七號

第三十八號

第三十九號

第四十號

第四十一號

第四十二號

第四十三號

第四十四號

第四十五號

第四十六號

第四十七號

第四十八號

第四十九號

第五十號

第五十一號

第五十二號

第五十三號

第五十四號

第五十五號

第五十六號

第五十七號

第五十八號

第五十九號

第六十號

第六十一號

第六十二號

第六十三號

第六十四號

第六十五號

第六十六號

第六十七號

第六十八號

第六十九號

第七十號

第七十一號

第七十二號

第七十三號

第七十四號

第七十五號

第七十六號

第七十七號

第七十八號

第七十九號

第八十號

第八十一號

第八十二號

第八十三號

第八十四號

第八十五號

第八十六號

第八十七號

第八十八號

第八十九號

第九十號

第九十一號

第九十二號

第九十三號

第九十四號

第九十五號

第九十六號

第九十七號

第九十八號

第九十九號

第一百號

露光量違いにより重複撮影

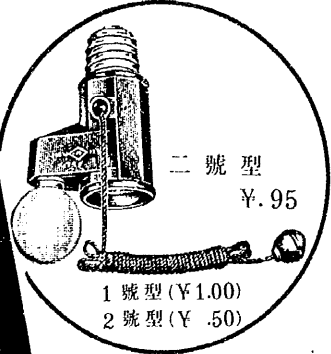
★合理的に……  
無駄せぬ習慣

# 銃後の一家の心

電氣の節約に

**ナショナル**  
国民ソケット

松下電器株式会社



二號型 ¥.95  
1號型 (¥1.00)  
2號型 (¥.50)